

教育警察常任委員会

付託議案審査

- 議案第114号「三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案」

資料1 三重県暴力団排除条例の一部改正案の概要 …… 1頁

所管事項調査

- 1 「令和7年版県政レポート（案）」について（関係分） ……別冊
- 2 警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部改正案について
資料2 警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例
の一部改正案の概要 …… 16頁
- 3 犯罪情勢について
資料3 犯罪情勢 …… 19頁
- 4 犯罪対策について
資料4 犯罪対策 …… 20頁
- 5 水難・山岳遭難の認知状況等について
資料5 水難・山岳遭難の認知状況等 …… 21頁
- 6 交通安全対策について
資料6 交通安全対策 …… 22頁
- 7 第44回全国豊かな海づくり大会に向けた取組について
資料7 第44回全国豊かな海づくり大会に向けた取組 …… 24頁

別冊 令和7年版県政レポート（案）

令和7年6月23日
警察本部

三重県暴力団排除条例の一部改正案の概要

条例改正の趣旨

平成27年、対立抗争事件が全国で発生し、本県においても暴力団事務所への車両突入事件や暴力団幹部居宅に対する拳銃発砲事件が発生し、令和4年には伊賀市内において拳銃使用の殺人未遂事件が発生するなど、県民の安全・安心を脅かしています。

さらに、暴力団は繁華街において組織の実態を隠蔽しながら不法行為を行っており、事業者の中には暴力団との関係を遮断できず、みかじめ料や用心棒料を支払うなど、資金提供をしている実態もうかがわれるところです。

こうした暴力団を取り巻く情勢の変化に的確に対処できるよう、三重県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）の一部を改正することとしています。

1 暴力団排除特別強化地域での禁止行為の規制【新設】

現行の暴排条例には、事業者と暴力団との間における利益の受供与について罰則規定がない中、繁華街では、暴力団が風俗営業者等の事業者からみかじめ料や用心棒料を徴収している実態があります。

新たに「暴力団排除特別強化地域」及び同地域における規制対象の事業者（以下「特定営業者」という。）を指定した上、罰則を設け、特定営業者による暴力団への資金提供を阻止し、暴力団との関係遮断を図ります。

(1) 暴力団排除特別強化地域

四日市市西新地（市道西新地久保田線から北側及び東側の区域を除く。）、諏訪栄町及び西浦一丁目（市道西新地久保田線の区域を除く。）

(2) 特定営業者

風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、飲食店営業者 等

(3) 禁止行為

- ア 特定営業者が暴力団員から用心棒の役務の提供を受ける行為
- イ 特定営業者が暴力団員に用心棒料等を供与する行為
- ウ 暴力団員が特定営業者に用心棒の役務の提供をする行為
- エ 暴力団員が特定営業者から用心棒料等の供与を受ける行為

※自首減免規定あり

※自首減免規定あり

(4) 違反者に対する措置

罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）



2 暴力団事務所の開設・運営に対する規制【拡大】

暴力団事務所は組織の活動拠点であり、敵対組織の標的となることから、地域住民に危険が及ぶ可能性があるため、暴力団事務所の開設・運営に対する規制の強化が必要です。

(1) 対象施設の周囲200メートル以内の開設・運営の禁止（対象施設の追加）

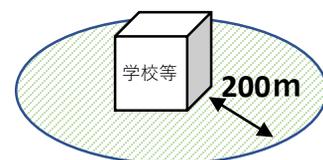
ア 対象施設

学校、専修学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館 等

【追加】 都市公園

イ 違反者に対する措置

罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）



(2) 区域内の開設・運営の禁止（新設）

ア 対象区域【都市計画法第8条】

住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域

イ 違反者に対する措置

調査・立入り

※ 調査・立入り拒否：罰則（20万円以下の罰金）

中止命令

※ 命令違反：罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）



3 他人の名義利用に対する規制【新設】

暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用した場合又は暴力団に対し自己又は他人の名義を利用させた場合、調査・勧告・公表の対象とします。

(1) 禁止行為

ア 暴力団員に対し自己又は他人の名義を利用させること。

イ 暴力団員が他人の名義を利用すること。

(2) 違反者に対する措置

調査・勧告・公表

4 今後の予定

施行 令和7年10月1日

改正

平成二四年一二月二八日三重県条例第七九号

平成二七年三月二七日三重県条例第三七号

平成二九年三月二八日三重県条例第三三号

平成三〇年三月二二日三重県条例第五六号

令和四年三月二八日三重県条例第二二号

令和六年十月十八日三重県条例第四十一号

令和七年●月●日三重県条例第●号

三重県暴力団排除条例をここに公布します。

三重県暴力団排除条例

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 暴力団排除に関する基本的施策等（第六条—第十三条）

第三章 暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置（第十四条）

第四章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十五条—第十八条の二）

第五章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等（第十九条—第二十一条の二）

第六章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止（第二十二條・第二十二條の二）

第六章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第二十二條の三・第二十二條の四）

第七章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第二十三條・第二十四條）

第八章 特定事業者における暴力団排除への取組（第二十五條・第二十六條）

第九章 雑則（第二十七條—第三十一條）

第十章 罰則（第三十二條—第三十三條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、三重県からの暴力団排除に関する基本理念を定め、県並びに県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利

益の供与の禁止等を定め、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 暴力団排除 暴力団又は暴力団員等による不当な活動を防止し、及びこれにより県内の事業活動又は県民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- 五 センター 三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から法第三十二条の三第一項の規定により三重県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者をいう。
- 六 関係団体 センターを始めとする地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体をいう。
- 七 青少年 六歳以上十八歳未満の者をいう。
- 八 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- 九 特定営業 次のいずれかに該当する営業をいう。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営適正化法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業
 - ロ 風営適正化法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業
 - ハ 風営適正化法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業
 - ニ 風営適正化法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業
 - ホ 設備を設けて客に飲食させる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの（風営適正化法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）
 - ヘ 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下このへにおいて同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。）を設け、当該施設において有償又は無償で風俗案内を行う営業
 - (イ) 風営適正化法第二条第一項第一号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(1) 接待（風営適正化法第二条第三項に規定する接待をいう。以下同じ。）の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報

(2) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

(ロ) 風営適正化法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(1) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務を受けるための料金に関する情報

(2) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風営適正化法第二条第七項第一号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風営適正化法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報

ト 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからへまでのいずれかに該当するものを除く。）

(イ) イからへまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

(ロ) イからへまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

(ハ) イからへまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

(ニ) 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

十 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

十一 暴力団排除特別強化地域 暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域として別表に掲げる地域をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団排除については、暴力団が県内の事業活動及び県民生活に不当な影響を生じさせる存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、県民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する施策を推進し、県民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体が暴力団排除のための活動を行おうとする場合には、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援の措置を講ずるとともに、県民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団排除に関する基本的施策等

(推進体制の整備等)

第六条 県は、関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除のための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、市町及び関係団体と連携し、暴力団排除を推進するものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第七条 県は、暴力団員等から職員に対して三重県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める不当要求行為があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(県の事務及び事業における措置)

第八条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用における制限)

第九条 知事若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条

の二第三項の規定により指定された法人その他の団体は、県が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(訴訟に対する支援)

第十条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする県民及び事業者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団からの離脱の促進)

第十一条 県は、センター、事業者等と連携し、暴力団員の暴力団からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するために必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十二条 県は、県民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の活動実態等について県民及び事業者に周知するほか、関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとする。

(市町への協力)

第十三条 県は、市町に対し、暴力団排除のための施策が講じられるよう、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 暴力団排除を推進する県民及び事業者を保護するための措置

第十四条 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他の保護に必要な措置を講ずるものとする。

第四章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する教育等)

第十五条 県は、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、若しくは高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。

2 保護者その他の青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

3 県は、前項に規定する者に対し、職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する行為の禁止)

第十六条 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

(青少年に対する行為の禁止に対する措置)

第十七条 公安委員会は、前条の規定に違反した暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命ずることができる。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館

四 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館

五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

六 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する家庭裁判所

七 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院

八 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

九 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所

十 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

十一 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 暴力団事務所は、前項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居

専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域のうち前項に規定する区域を除く。第二十七条第二項において「住居地域等」という。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- 3 前二項の規定は、この条例の施行又は同項の規定の適用の際、現に開設し、又は運営されている暴力団事務所については適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、当該開設し、又は運営していた暴力団以外の暴力団に係る暴力団事務所として開設され、又は運営されることとなった場合は、この限りでない。

(命令)

第十八条之二 公安委員会は、第十八条第二項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができる。

第五章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

(利益の供与の禁止)

第十九条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。
- 二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第二十条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(契約時における措置等)

第二十一条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあるときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が、暴力

団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることが判明したときは、その契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。

(自己又は他人の名義を利用させることの禁止)

第二十一条の二 何人も、暴力団員が第二十二条の二の規定に違反することとなることの情を知って、暴力団員に対し、自己又は他人の名義を利用させてはならない。

第六章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

第二十二条 暴力団員等は、情を知って、事業者から第十九条の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者と同条の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

(他人の名義を利用することの禁止)

第二十二条の二 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

第六章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為

(特定営業者の禁止行為)

第二十二条の三 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務（特定営業者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下この章において同じ。）の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償又は当該特定営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第二十二条の四 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をし、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償若しくは当該特定営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に利益の供与を受けさせてはならない。

第七章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第二十三条 県内に所在する不動産（以下単に「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の

設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨
 - 二 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨
- 4 前項第二号に規定する事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者の責務)

第二十四条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定を遵守するために必要な助言その他の措置を講じなければならない。

- 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第八章 特定事業者における暴力団排除への取組

(飲食店事業者等からの暴力団排除対策)

第二十五条 警察本部長及び関係団体は、風営適正化法第二条第一項に規定する風俗営業及び食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けて飲食店営業を営む者（以下この条において「飲食店事業者等」という。）が暴力団排除の重要性を認識し、次に掲げる暴力団員の不当な要求を拒否することができるよう、飲食店事業者等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

- 一 縄張（正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。次号において同じ。）内で、営業を営むことを容認する対償としての金品等の支払要求
- 二 縄張内で、営業を営む者の当該営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う対償としての金品等の支払要求

(旅館事業者等からの暴力団排除対策)

第二十六条 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業を営む者その他の不特定又は多数の者が利用する施設を運営し、又は管理する事業者であつて公安委員会規則で定めるもの（以下この条において「旅館事業者等」という。）は、暴力団排除の重要性を認識し、専ら会合をするために多人数を収容できる客間、会議場、集会場その他これらに類する施設の使用が、暴力団を利することとならないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 旅館事業者等は、前項の施設の使用が、暴力団を利することとなることを知って、当該使用に係る契約をしてはならない。
- 3 旅館事業者等は、第一項の施設の使用が、暴力団を利することとなることが判明したときは、当該使用に係る契約を解除することができる旨の定めを設けるよう努めるものとする。
- 4 県は、旅館事業者等に対して、前三項の措置が講じられるよう、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

第九章 雑則

(調査及び立入り)

第二十七条 公安委員会は、第十六条、第十九条、第二十一条の二、第二十二條、第二十二條の二、第二十三條第二項、第二十四條第二項又は前條第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 公安委員会は、第十八條第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入り、設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第二十八条 公安委員会は、第十九条、第二十一条の二、第二十二條、第二十二條の二、第二十三條第二項、第二十四條第二項又は第二十六條第二項の規定に違反する行為があつた場合において、

当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第二十九条 公安委員会は、第二十七条第一項の規定（第十六条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる場合を除く。）により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(公安委員会の事務の委任)

第三十条 公安委員会は、第十七条の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(規則等への委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県規則、三重県教育委員会規則又は公安委員会規則で定める。

第十章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営したとき。

二 第十八条の二の規定による命令に違反したとき。

三 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知って、第二十二條の三の規定に違反したとき。

四 第二十二條の四の規定に違反したとき。

2 前項第三号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十二条の二 第十七条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十二条の三 第二十七條第二項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項にお

いて同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十四年十二月二十八日三重県条例第七十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年三月二十七日三重県条例第三十七号)

この条例は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、第十八条第一項の改正規定(「敷地」の下に「(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)」を加える部分を除く。)は、少年院法(平成二十六年法律第五十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月二十八日三重県条例第三十三号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十二日三重県条例第五十六号)

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

附 則 (令和四年三月二十八日三重県条例第二十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年十月十八日三重県条例第四十一号抄)

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十

年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁固に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和七年●月●日三重県条例第●号)

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

別表 (第二条関係)

<u>市</u>	<u>地域</u>
<u>四日市市</u>	<u>西新地 (市道西新地久保田線から北側及び東側の区域を除く。)、諏訪栄町及び西浦一丁目 (市道西新地久保田線の区域を除く。)</u>

警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部改正案の概要

条例改正の趣旨

警察官の被服における様式の統一を図ることを目的として、令和7年4月1日付けで、警察法施行令（昭和29年政令第151号。以下「政令」という。）の一部改正がなされ、「スカート」の規定が廃止されました。

今回、本改正に準じて警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例（昭和29年三重県条例第57号。以下「条例」という。）の「スカート」の規定について改正（廃止）することとしているほか、条例が社会情勢に即したものとなるよう、既に運用等がなされていない「被服代料の支給」や、「ショルダーバッグ」といった規定についても改正（廃止）するものです。

1 スカート【廃止】

女性警察官の職域拡大等により、スカートがほぼ使用されていない実態を踏まえ、政令の一部改正がなされ、スカートの規定が廃止されました。

当県警においても、着用頻度等に鑑み、着用及び支給を停止してきたところ、本改正に準じて条例の規定を改正（廃止）するものです。



2 被服代料の支給【廃止】

当県警では、平成22年度まで、制服の着用を要しない特別の勤務に服する者※に対して、被服代料を支給してきましたが、厳しい財政状況の中での予算確保等が困難であるといった理由から、平成23年度以降、運用を停止しています。

現状においても、財政状況は厳しく、社会情勢にもそぐわないと考えられることから、条例の規定を改正（廃止）するものです。

※ 警務部、生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に配置された警察官、警察署の事件指導官又は生活安全課、生活安全刑事課、刑事課、刑事第一課、刑事第二課及び警備課に配置された警察官（一部除外の所属あり）

3 ショルダーバッグ【廃止】

当県警では、平成6年からショルダーバッグ※を貸与してきましたが、女性警察官の職域拡大等により、ズボンが普及し、スカートがほぼ使用されなくなったことに加え、帯革に貸与品を付けて携帯する形が主流となったことから、ショルダーバッグについても使用されなくなりました（平成22年から貸与なし。）。

今後も、現行の運用が継続され、ショルダーバッグの貸与の必要性は極めて低いと考えられることから、条例の規定を改正（廃止）するものです。

※ 肩掛け式かばんのことで、当時、警棒及び手錠を収納して携帯していた（現状、警棒及び手錠は帯革に付けて携帯している）



4 今後の予定

上程 令和7年9月
施行 令和7年10月

警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例案

警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例

警察官に対する被服の支給および装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第一項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第一項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。</p> <p>4 制服の着用を要しない特別の勤務に服する者に対しては、その期間すべて代料をもつて支給することができる。</p>
<p>4 前三項に規定するもののほか、第一項の支給品の使用期間の計算その他支給品に關し必要な事項は本部長が定める。</p>	<p>5 前各項に規定するもののほか、第一項の支給品の使用期間の計算その他支給品及び代料の支給に關し必要な事項は本部長が定める。</p>
<p>第三条 警察官に対し貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目は次のとおりとし、その員数は各一（階級章及び識別章については、各三）とする。ただし、警視以上の階級にある者その他勤務の性質により必要がない者に対してはその一部を貸与しないことができる。</p> <p>階級章 識別章 警察手帳 手錠 警笛 警棒</p>	<p>第三条 警察官に対し貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目は次のとおりとし、その員数は各一（階級章及び識別章については、各三）とする。ただし、警視以上の階級にある者その他勤務の性質により必要がない者に対してはその一部を貸与しないことができる。</p> <p>階級章 識別章 警察手帳 手錠 警笛 警棒</p>

けん銃
帯革
けん銃
つりひも

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

けん銃
帯革
けん銃
つりひも
シヨル
ダー
バッグ

犯罪情勢

1 刑法犯

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.4	前年同期比
認知件数	15,178	14,112	13,346	11,247	10,322	8,560	7,410	7,647	9,955	10,933	3,204	-150
検挙件数	4,865	4,557	5,717	4,964	3,829	3,591	3,421	2,953	3,810	3,626	1,317	286
検挙人員	2,278	2,159	2,193	2,210	1,938	1,863	1,846	1,796	2,116	2,397	664	-9
検挙率	32.1%	32.3%	42.8%	44.1%	37.1%	42.0%	46.2%	38.6%	38.3%	33.2%	41.1%	10.4P

2 重要犯罪

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.4	前年同期比
認知件数	91	98	85	98	77	71	97	93	116	120	45	7
検挙件数	74	95	80	85	73	71	87	92	90	93	39	9
検挙人員	60	64	59	61	70	70	72	78	82	92	34	7
検挙率	81.3%	96.9%	94.1%	86.7%	94.8%	100.0%	89.7%	98.9%	77.6%	77.5%	86.7%	7.8P

重要犯罪とは、殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいいます。

3 重要窃盗犯

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.4	前年同期比
認知件数	2,085	1,947	1,681	1,197	1,268	1,015	750	840	1,329	1,291	380	12
検挙件数	1,287	1,068	1,412	997	924	609	690	324	763	500	175	53
検挙人員	130	146	111	85	104	82	94	87	89	82	21	0
検挙率	61.7%	54.9%	84.0%	83.3%	72.9%	60.0%	92.0%	38.6%	57.4%	38.7%	46.1%	12.9P

重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいいます。

4 特殊詐欺

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.4	前年同期比
認知件数	126	164	205	107	79	122	110	142	274	367	168	76
被害金額(約一万円)	59,280	51,960	30,550	38,960	11,840	42,820	19,250	37,630	70,760	120,000	46,930	33,390
検挙件数	32	18	29	63	34	100	37	39	45	57	10	-8
検挙人員	15	17	14	19	17	27	17	18	15	24	2	-2

特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗をいいます。

5 SNS型投資・ロマンス詐欺

	R5	R6	R7.4	前年同期比
認知件数	119	299	87	-21
うち投資	113	172	46	-28
うちロマンス	6	127	41	7
被害金額(約一万円)	115,970	266,960	82,110	-12,200
うち投資	115,230	172,540	31,150	-36,390
うちロマンス	740	94,430	50,960	24,180
検挙件数	11	16	15	11
検挙人員	5	3	1	-1

※R5は集計方法が異なるため参考数値

SNS型投資・ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて、対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により金銭等をだまし取る詐欺をいいます。

6 薬物犯罪

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7.4	前年同期比
検挙人員	143	129	117	112	115	115	106	74	92	93	30	5
うち覚醒剤	128	106	99	84	85	79	77	47	63	62	22	7
うち大麻	7	18	16	28	30	31	24	22	29	25	7	-3
うちその他	8	5	2	0	0	5	5	5	0	6	1	1

その他とは、「麻薬及び向精神薬取締法違反（大麻事犯を除く。）」、「あへん法違反」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反」をいいます。

犯罪対策

1 犯罪防止に向けた取組

(1) 地域住民等に対する防犯情報の提供

- 各種媒体（Yahoo!防災速報アプリ、県警公式X、メール等）による情報発信
- 凶悪犯等逃走事案発生時における緊急防犯情報の発信

(2) 街頭防犯カメラの整備

- 令和7年度、新たに街頭防犯カメラ75基を設置予定
- 自治体等に対する防犯カメラ設置促進に向けた働き掛けを実施

2 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策

(1) 被害の特徴

ア 特殊詐欺

- ・ 警察官をかたり捜査名目で現金等をだまし取るオレオレ詐欺の手口が目立つ
- ・ 国際電話を犯行に利用する事案が多い

イ SNS型投資・ロマンス詐欺

- ・ 幅広い年齢層で被害発生しており、暗号資産や株への投資名目が多い
- ・ 当初の接触手段はダイレクトメッセージが多い



(2) 被害防止対策

ア 犯人からの電話を直接受けないための対策

- ・ 国際電話不取扱受付センターの周知・利用休止申込みの促進
- ・ 防犯機能の高い電話用機器の普及促進



【自動通話録音警告機】

イ 県民の警戒心・抵抗力を向上させるための広報啓発

被害に遭いやすい層に対する直接的で訴求力のある注意喚起の実施



【特殊詐欺被害防止演劇】



【ターゲティング広告】



ウ 金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策

従業員による顧客への声掛けに対する支援

【水際阻止件数・阻止金額（令和7年4月末現在）】

	阻止件数			阻止金額
	金融機関	コンビニ	その他	
特殊詐欺	45	16	18	約4,820万円
SNS型投資・ロマンス詐欺	17	15	0	約4,370万円

※その他は、警察官、家族等による阻止



【感謝状贈呈式】

水難・山岳遭難の認知状況等

1 水難

(1) 認知状況

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 4月末	前年 同期比
発生件数(件)	29	27	38	33	25	6	±0
水難者数(人)	33	34	41	34	30	6	±0
死者	18	17	20	21	14	6	+3
負傷者	6	4	6	4	4	0	-3
行方不明者	0	0	0	0	0	0	±0

(2) 水上警察隊の体制

- 本部地域課、四日市南署、鳥羽署で編成
(隊長以下13名)
- 警察用船舶3隻

(3) 水難防止に向けた主な取組

- 警察用船舶を活用した警らや指導取締り
- 遊泳者、釣り人等に対する安全指導
- 県警ウェブサイトやX(旧ツイッター)を活用した水難防止対策等の情報発信



(指導取締りの状況：鳥羽湾)

2 山岳遭難

(1) 認知状況

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 4月末	前年 同期比
発生件数(件)	66	65	72	57	62	25	+10
遭難者数(人)	79	80	86	69	69	30	+11
死者	5	6	12	7	5	3	+2
負傷者	36	30	28	22	31	9	+3
行方不明者	2	0	1	0	1	0	±0

(2) 山岳警備隊の体制

県下10警察署で編成(114名)

(3) 山岳遭難防止に向けた主な取組

- 関係機関と連携した登山道の警戒パトロール
- 登山口等における安全指導
- 県警ウェブサイトやX(旧ツイッター)を活用した山岳遭難防止対策等の情報発信



(登山口における安全指導)

交通安全対策

1 令和7年中の県内の交通事故情勢（4月末）

区 分	令和7年4月末	令和6年4月末	前年同期比	令和6年中
人身事故件数	860	931	-71	2,724
死亡事故	17	14	+3	45
死傷者数	1,056	1,174	-118	3,380
死者	17	14	+3	46
負傷者	1,039	1,160	-121	3,334

- 死者数は17人で前年同期と比較して3人増加し、人身事故件数、負傷者数は減少しています。
 - 死亡事故の主な特徴としては、
 - ・ **高齢死者は、全体の8割（76.5%）**
《13人：前年同期比+7人》
 - ・ **交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の死者は、全体の約4割（41.2%）**
《7人：前年同期比+2人》
 - ・ **シートベルト非着用者は、約6割（57.1%）**
《自動車乗車中7人のうち4人がシートベルト非着用》
- で、前年と同様の特徴がみられる一方で、
飲酒運転による死者はなし《0人：前年同期比-2人》
 となっています。

2 交通事故抑止に資する交通指導取締り

(1) 交通事故分析等に基づく交通指導取締り

交通事故の発生実態等进行分析し、取締りを実施する時間・場所等の交通指導取締りに関する方針を策定して、計画的な取締りを実施するなど、地域の交通事故実態や住民の要望を踏まえた交通指導取締りを推進します。

【飲酒検問】



(2) 悪質性・危険性の高い運転行為への対策

飲酒運転や生活道路における横断歩行者等妨害等違反、速度違反を始めとする重大な交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。

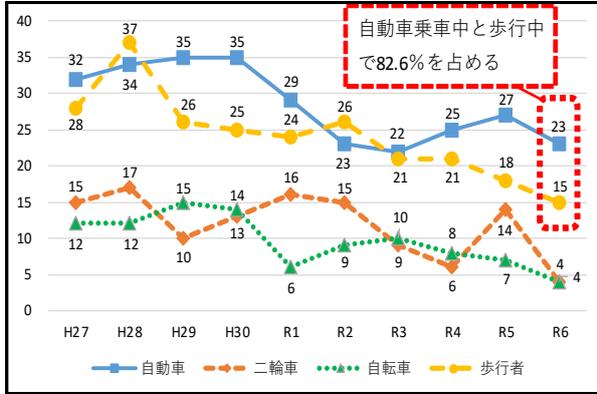
【交通指導取締りの実施状況】

区 分	悪質・危険違反								シートベルト	総検挙件数	
	飲酒	速度超過			無免許	信号無視	一時不停止	通行区分追越し			横断歩行者等妨害等
		うち移動オビス									
令和7年4月末	200	2,802	18	106	1,483	3,278	792	1,867	1,962	15,230	
前年同期比	+87	-24	-67	-13	+306	-342	+104	+400	-469	-367	
令和6年中	429	11,256	236	341	3,813	11,430	2,457	5,100	7,220	51,280	

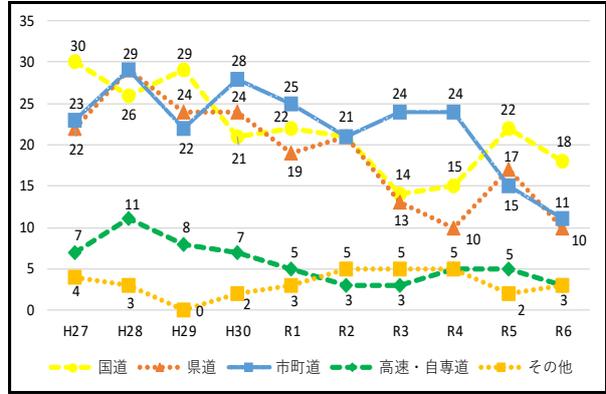
参 考 資 料

【過去10年間の交通死亡事故発生状況（H27～R6 県内計718件742人）】

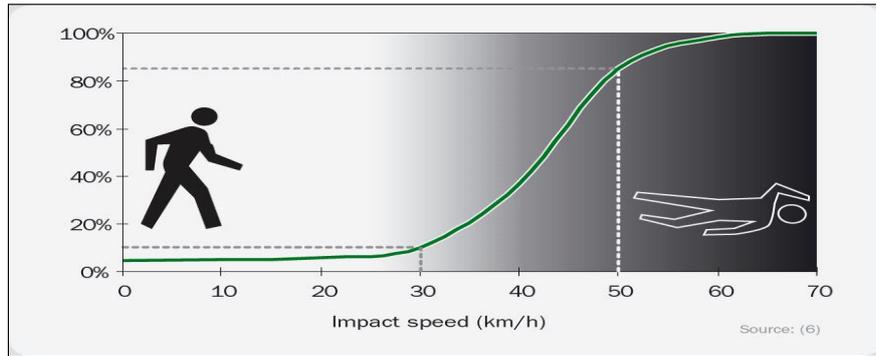
《状態別死者数》



《路線別事故件数》



【衝突時の走行速度と歩行者が致命傷となる確率（警察庁資料）】



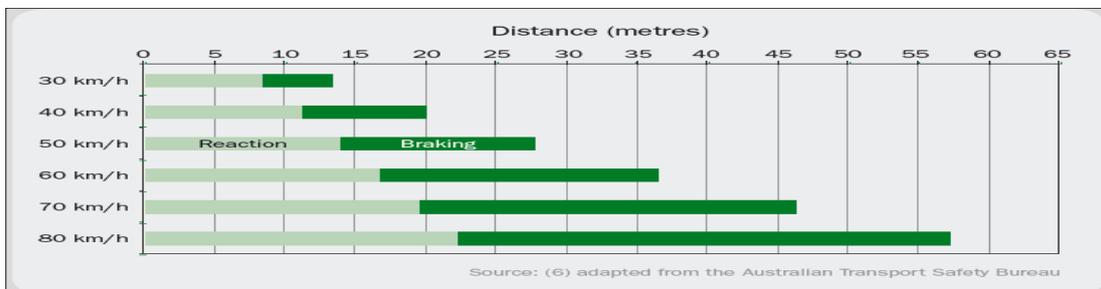
※ Speed management - A road safety manual for decision-makers and practitioners - より

○30km/hの場合 → 致死率：約10%

○50km/hの場合 → 致死率：80%以上

速度：増大 ⇒ 致死率：上昇

【速度による停止距離（警察庁資料）】



※ Speed management - A road safety manual for decision-makers and practitioners - より

停止距離 = 空走距離 + 制動距離

速度の2乗に
比例して大きく

衝突回避の
可能性は小さく

例) 運転中に前方30mに子供が飛び出してきた場合、50km/hでは衝突を回避できるが、60km/hでは衝突する。

第44回全国豊かな海づくり大会に向けた取組

1 大会概要

- 第44回全国豊かな海づくり大会
 ～美し国みえ大会～
 令和7年11月9日（日）開催
 式典行事
 … 阿児アリーナ（志摩市）
 海上歓迎・放流行事
 … 宿田曾漁港（度会郡南伊勢町）



【第43回全国豊かな海づくり大会】
 （大分県のウェブサイトから）

2 警察における取組

- (1) 諸情勢を踏まえた的確な警備計画の策定
 - ア 実地踏査の徹底
 - イ 部門間の緊密な連携等
 - ウ 主催者・管理者への働き掛け
- (2) 対処能力の更なる向上
 - ア 実戦的な教養訓練の実施
 - イ 関係機関との連携



【訓練の状況】



【関係機関との連携状況】

3 官民一体となった取組

- (1) 「テロ対策パートナーシップ」等の基盤を活用した取組
 - ア テロ情勢の情報共有・合同訓練の実施
 - イ 広報啓発活動による危機管理意識の醸成
- (2) 爆発物原料取扱事業者（化学物質販売事業者）との取組
 - ア ロールプレイング型訓練の実施
 - イ 不審な購入者に関する通報等の協力依頼



【鉄道事業者との合同訓練の実施状況】



【不審購入者対応訓練の実施状況】